

### (1) 水質リスク評価手法の確立と各水系における評価の実施

取排水系統が複雑に交錯する水系において、地震時をはじめとする緊急時における病原性微生物等による健康被害発生など公衆衛生上のリスクについて、水系を通じたリスクの伝搬の他、人や水の移動によるリスクの移動を加味したリスク評価手法を確立し、評価を時系列的に実施する必要がある。実施したリスク評価に基づき、各水系毎に関係機関による適切な連携による計画の作成や対応方策を検討する必要がある。

### (2) 河川水質の情報提供に関する検討

河川水質について、自動観測すべき項目、情報提供すべき項目、取水口等の位置を踏まえた自動監視するポイント、維持管理体制、整備(新設、更新)優先順位等の方針を検討するとともに、緊急時の水質観測や連絡体制を確立するための検討をする必要がある。

### (3) 震災時の必要水量の検討

震災時にいつ、どこで、どのような用途の水が必要となるか、水道により必要な水は確保可能であるかについて時系列的な検討を各水道事業者毎に行い、水道水の供給により対応できる範囲を明確にする必要がある。

(4) 中高層マンション等の住民への対応の検討

中高層マンション等については、震災時に建物が破損しない場合であっても、停電等により水道水の供給が確保できなくなるおそれがあることから、その応急給水体制について検討する必要がある。

(5) 生活雑用水等の水源として活用可能な都市内の水路の整備手法等の検討

緊急時における防火用水や生活雑用水の水源として活用可能な都市内の水路について、親水機能をはじめとする平常時の機能を兼ね備えた水路として、水源の確保、整備手法並びに維持管理方策について検討する必要がある。

(6) 地下水や雨水の活用のための具体的活用方策の検討

緊急時の避難者や帰宅困難者が発生する時間的・空間的分布を想定し、必要となる生活用水や雑用水について、地下水や雨水を水源として活用するための、具体的・現実的な方策を検討する必要がある。

(7) 水質確保・確認方策の検討

緊急時の水道以外の代替水源の使用にあたっては、その水質確保及び確認方策について予め検討する必要がある。

(8) 大規模災害時のトイレの確保並びに配置計画等の検討

緊急時においても最低限確保すべきトイレ機能については、緊急用トイレの必要量、地域内の偏在状況、公衆衛生上の問題、水洗用水の確保策、屎尿の処理方法などを考慮したうえで、その確保方策について具体的に検討する必要がある。